

3. 特色ある多様な市場システムの整備

投資家や資金調達者が、従来の取引所市場のみならず、多様な市場と資金調達のチャンネルを利用できるよう、各種の市場を整備する。また、我が国市場の空洞化を防止するため、市場の効率性と魅力を高めるべく改革を進める。

(1) 取引所集中義務の撤廃（証券取引法）

投資家がニーズに合った様々な形態の取引を行えるよう、取引所集中義務を撤廃する。これにより公正な取引が損なわれないよう、公正取引ルールの整備等を行う。

（注）取引所集中義務の撤廃自体は、各証券取引所の定款の変更により可能。

(2) 取引所市場のあり方の見直し（証券取引法）

証券取引所の設立手続に係る規定の整備、合併規定の新設等、取引所市場に係る整備を進める。

(3) 店頭登録市場の機能強化（証券取引法）

企業が株式を流通する市場を企業の特性に合わせて選択できるよう、店頭登録市場の補完的位置づけを見直し取引所市場と同等とすることを明確化する。

（注）

法改正が不要な借株制度の導入や信用取引の導入等については、既に実施済。

(4) 私設取引システムの導入（証券取引法）

投資家が、米国等において普及している電子的な取引サービスである私設取引システム（PTS）を我が国でも利用できるようにするために、証券会社にPTSの開設・運営を認める。

（PTS ⇒ 電子情報処理システムを使用して、同時に多数の顧客を相手に有価証券の売買又はその媒介等を行うもの）

（参考）

未上場・未登録株式市場の整備については、証券会社による取扱いの解禁を始め、既に実施済。

4. 利用者が安心して取引を行うための枠組の構築

自己責任を原則としつつ、公正で信頼される市場とするため、ディスクロージャーの充実や公正取引ルールの整備を進める。また、透明なルールの